

笠松町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
R6年度	21,829	8,242,448	564,871	1,046,412	12.7	12.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

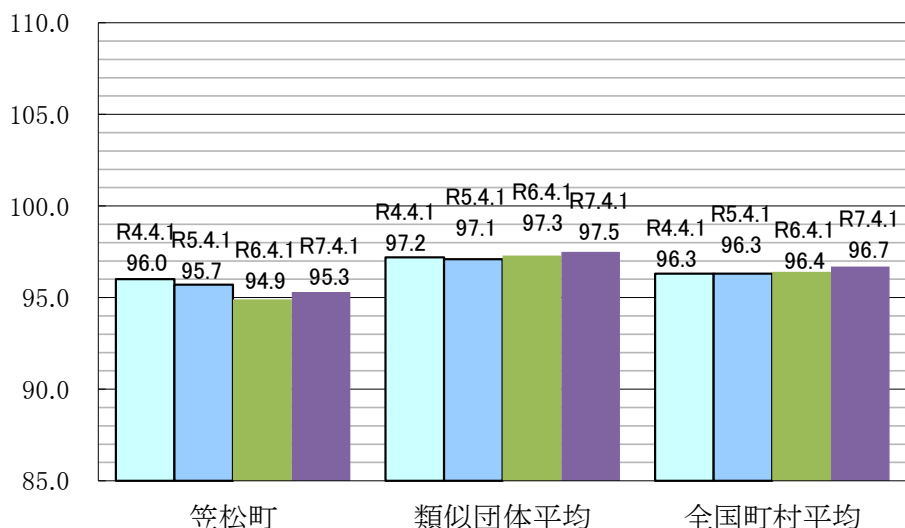
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
R6年度	108	388,336	60,506	163,449	612,291	5,669	5,979

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与	公務員給与	較差	勧告 (改定率)		
R7年度	-	-	-	-	3.24%	3.62%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考)国の 年間支給月数
	民間の 支給割合	公務員の 支給月数	較差	勧告 (改定月数)		
R7年度	-	-	-	-	4.65月	4.65月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について（平成27年度～平成29年度）

①給料表の見直し

〔給料表の改定実施時期〕 平成27年4月1日

〔内容〕 一般行政職及び医療職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.6%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当額について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
笠松町	42.5 歳	321,400 円	369,346 円	345,099 円
岐阜県	42.8 歳	335,309 円	408,597 円	367,940 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	41.3 歳	317,183 円	385,375 円	353,947 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	笠 松 町	岐 阜 県	国	
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	229,200 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	197,300 円	188,000 円
医療職(保健師)	大 学 卒	255,400 円	- 円	- 円
	短大3 卒	249,400 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

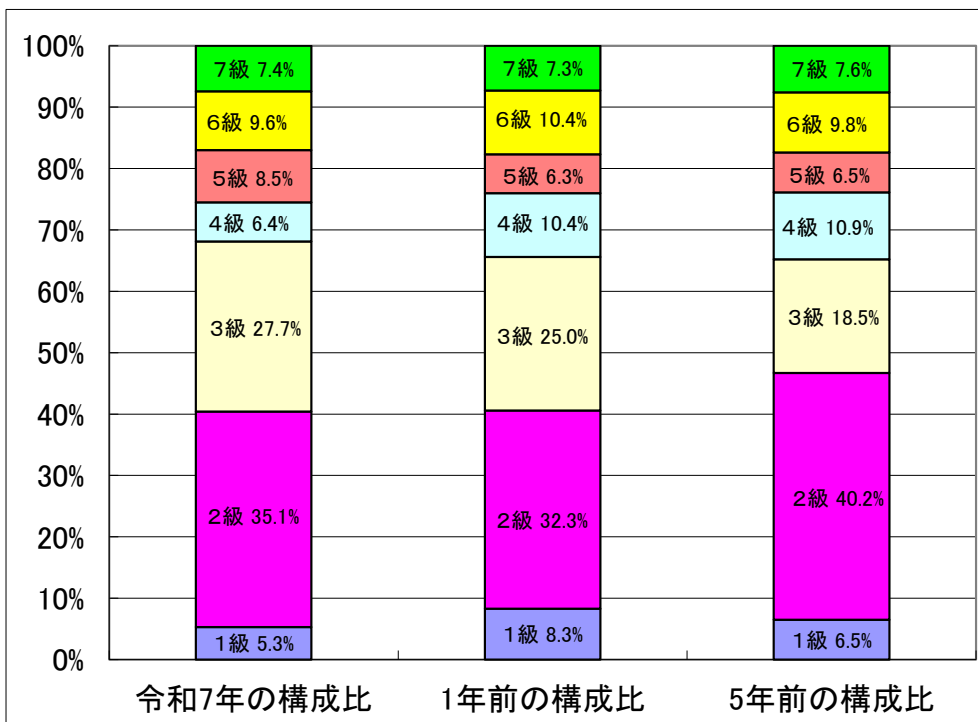
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	262,700 円	322,486 円	388,700 円	397,467 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	378,900 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

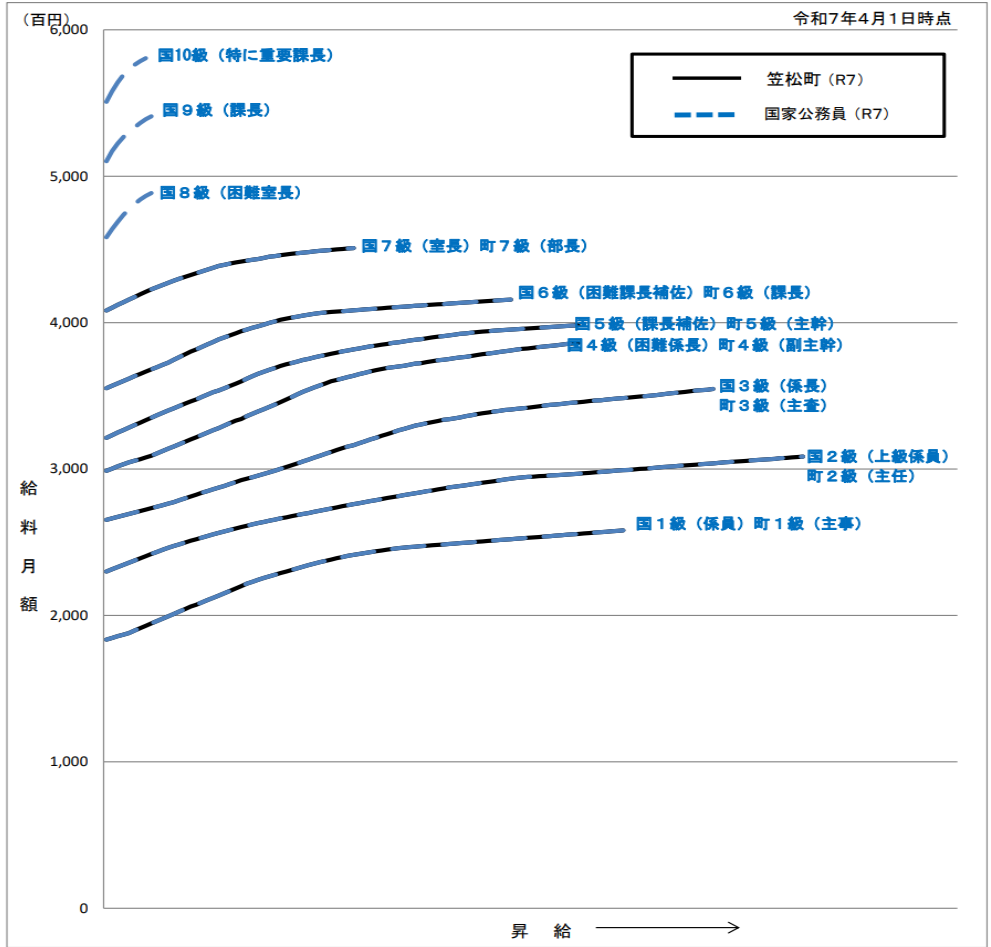
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	会計管理者・部長・参与	7 人	7.4 %	408,300 円	450,900 円
6 級	課長・参事・所長	9 人	9.6 %	355,200 円	415,700 円
5 級	室長・主幹	8 人	8.5 %	321,300 円	398,200 円
4 級	副主幹・主任技術主査	6 人	6.4 %	298,800 円	386,100 円
3 級	主査・技術主査	26 人	27.7 %	265,300 円	354,700 円
2 級	主任・主任技師	33 人	35.1 %	230,000 円	308,500 円
1 級	主事・技師	5 人	5.3 %	183,500 円	258,100 円

- (注) 1 笠松町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△		△	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

笠 松 町	岐 阜 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,488 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,744 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算 15%、25% 役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算 10%~25% 役職加算 5%~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(笠松町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

笠 松 町			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
なし			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
7,006千円			一 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 制度なし

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		0.00 %		
手当の種類		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症患者の救護など	0 千円	日額1,000円
死体取扱手当	行旅病死人などの死体取扱作業に従事する職員	死体取扱作業	0 千円	1回1,000円
犬・猫等死体取扱手当	犬・猫など死体取扱作業に従事する職員		0 千円	1回300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	22,799 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	281 千円
支給実績(令和5年度決算)	15,584 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	208 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 月額6,500円 子 月額10,000円 配偶者・子以外の扶養親族 月額6,500円 16歳から22歳の子 1人につき5,000円加算	同じ		10,302 千円	219,191 円
住居手当	借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員の 家賃額に応じて支給 月額27,000円まで	同じ		4,987 千円	311,688 円
通勤手当	交通機関など利用者 運賃相当額に応じて 月額55,000円まで 自動車など使用者 2km以上(片道)使用者の 距離に応じて支給 月額2,000円～31,600円	同じ		4,370 千円	49,103 円
管理職手当	主幹級以上の管理職員に 役職に応じて支給 39,600円～58,100円	異なる	支給される金額	14,857 千円	571,431 円
休日勤務手当	祝日や年末年始の休日の 勤務に対して支給 勤務1時間につき 当該職員の時間単価×1.35	同じ		174 千円	19,343 円
宿日直手当	宿日直勤務に対して支給 1回4,400円	同じ		5,258 千円	61,140 円
夜間勤務手当	深夜(22時から翌朝5時の間) に正規の勤務時間が割り振ら れた職員に支給 当該職員の時間単価×0.25	同じ		12 千円	5,920 円
管理職員 特別勤務手当	主幹級以上の管理職員の 時間外勤務に対して支給 週休日・祝日・年末年始 1回12,000円(6時間以上18,000円) 平日午前0時から午前5時まで 1回6,000円	同じ		354 千円	50,571 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給料	町 長	729,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副 町 長	625,500	円	920,000 円/	559,000 円	760,000 円/	530,000 円
報酬	議 長	300,000	円	499,000 円/	280,000 円		
	副 議 長	260,000	円	430,000 円/	214,000 円		
	議 員	240,000	円	400,000 円/	189,000 円		
期末手当	町 長	(令和6年度支給割合)					
	副 町 長	4.60	月分				
	議 長	(令和6年度支給割合)					
	副 議 長	4.60	月分				
退職手当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副 町 長	退職時給料月額×100分の500×4年		14,580,000 円		退職時	
		退職時給料月額×100分の300×4年		7,506,000 円		退職時	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

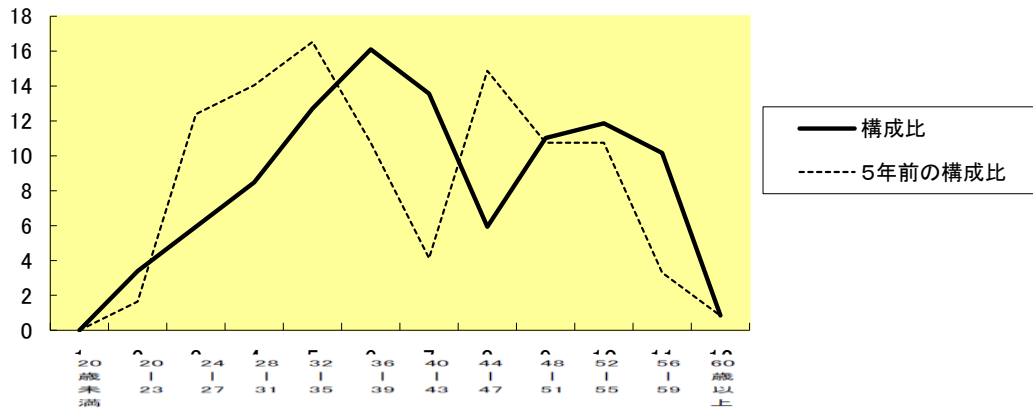
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和7年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	
		総務企画	38	36	2	事務事業の見直し
		税 務	10	12	△ 2	事務事業の見直し
		民 生	15	15	0	
		衛 生	15	16	△ 1	事務事業の見直し
		農林水産	2	2	0	
		商 工	1	1	0	
	土 木	10	11	△ 1	事務事業の見直し	
	小 計	94	96	△ 2		
	教 育	11	12	△ 1	事務事業の見直し	
	小 計	105	108	△ 3		
公営企業等	会計部門	水 道	3	3	0	
		下 水 道	4	4	0	
		そ の 他	6	7	△ 1	事務事業の見直し
	小 計	13	14	△ 1		
合 計		118	122	△ 4		
		[147]	[147]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	7人	10人	15人	19人	16人	7人	13人	14人	12人	1人	118人

(3) 職員数の推移

単位：人（%）

部門	区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率) (%)
		職員数	94	98	101	96	96	
一般行政	職員数	13	13	12	12	12	11	△ 2 (△ 15.4)
教育	職員数	14	13	13	13	14	13	△ 1 (△ 7.1)
公営企業等会計	職員数	121	124	126	121	122	118	△ 3 (△ 2.5)
計	職員数							

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和5年度 総費用に占める 職員給与費比率
	A		B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
R6年度	240,114	34,681	16,529	6.9	5.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
R6年度	3	10,870	1,227	4,432	16,529	5,510
						市町村平均 一人当たり給与費 千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠松町	39.7 歳	317,443 円	472,472 円
市町村平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

笠松町(水道事業)		市町村(政令指定都市を除く)平均	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,477 千円		1,593 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	— 月分	— 月分
(1.400) 月分	(1.000) 月分	(—) 月分	(—) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
管理職加算	—	管理職加算	—
役職加算	5%~15%	役職加算	—%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

笠松町(水道事業)			市町村(政令指定都市を除く)平均		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
なし			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	7,848千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 制度なし

エ 特殊勤務手当 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	483 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	161 千円
支給実績(令和5年度決算)	330 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	110 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同じ		558 千円	186,000 円
住居手当	一般行政職と同じ	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同じ		186 千円	62,000 円
管理職手当	5級以上の管理職員に対して役職に応じて支給	異なる	支給される額	0 千円	0 円

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度 総費用に占める 職員給与費比率
R6年度	千円 631,108	千円 7,883	千円 22,632	% 3.6	% 3.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 4	千円 14,908	千円 1,692	千円 6,032	千円 22,632	千円 5,658	千円 6,187

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠松町	42.8 歳	328,462 円	484,836 円
市町村平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

笠松町(下水道事業)				市町村(政令指定都市を除く)平均			
1人当たり平均支給額(令和6年度)				1人当たり平均支給額(令和6年度)			
1,508 千円				1,562 千円			
(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50 月分		2.10 月分		- 月分		- 月分	
(1.400) 月分		(1.000) 月分		(-) 月分		(-) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
管理職加算		-		管理職加算		-	
役職加算		5%~15%		役職加算		-%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

笠松町(下水道事業)			市町村(政令指定都市を除く)平均		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
なし			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	- 千円	6,120千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 制度なし

エ 特殊勤務手当 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	142 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	47 千円
支給実績(令和5年度決算)	287 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	72 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同じ		858 千円	214,500 円
住居手当	一般行政職と同じ	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同じ		122 千円	30,500 円
管理職手当	5級以上の管理職員に対して役職に応じて支給	異なる	支給される額	570 千円	57,000 円